

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月1日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）及び生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）」

を

「児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）、生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）」

に改め、

第2条中

「神戸市立小学校，神戸市立中学校，神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては，教育長が特に必要があると認める者に限る。）」

に

「並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定している就学予定者」

を加え、

第2条に次のただし書きを加え、

「ただし，就学予定者の保護者にあつては，(1)を除く。」

第3条中第2項を第3項とし、同条に第2項として次のように加え、

「2 前項の規定にかかわらず、就学予定者に対する就学援助の費目は別表7の項とする。」

第3条第3項中

「前号別表」

を

「別表」

に改め、

第4条中

「，学校長を経て」

を削り、

第6条中

「当該被認定者の児童又は生徒」

を

「当該被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第6条第1号に次のただし書きを加え、

「ただし、就学予定者にかかる第4条の申請にあつては、当該年度の3月1日から3月31日までの期間。」

第8条中

「当該児童又は生徒の在学する学校の学校長を通じて、」

を削り、

第 8 条第 2 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第 8 条第 3 号中

「前2号に掲げるもののほか」

を削り、

第 8 条第 3 号に次の 1 号を加え、

「(4) 教育長が別に定める児童について変更があったとき」

第 8 条第 2 項を削り、

第 9 条中

「前条第 1 項」

を

「前条第 1 号から第 3 号」

に改め、

第 9 条第 1 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

第 9 条第 3 号中

「被認定者の児童又は生徒」

を

「被認定者の児童，生徒又は就学予定者」

に改め、

「情緒障害児短期治療施設」

を

「児童心理治療施設」

に改め、

別表 7 の項に

「(小学校，中学校又は義務教育学校への入学(義務教育学校の後期課程の第1学年への進級を含む。)にあたり，それぞれ1回に限る。)」

を加える。

附 則

この規則は，平成29年11月1日から施行する。